第1編　総　論

第１章　総　則

第１節　計画の目的

【総務課】

第１　趣　旨

本計画は災害対策基本法第42条の規定及び防災基本計画に基づき、町域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、長瀞町防災会議が定めるものである。

第２　計画の策定及び修正

長瀞町防災会議は、長瀞町地域防災計画を作成し、及び当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法で定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。

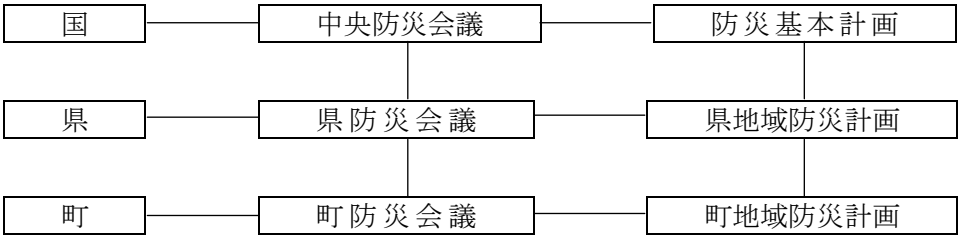

防災会議の組織及び運営については、関係法令、長瀞町防災会議条例、長瀞町防災会議に関する要綱及び長瀞町防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決できる事項の定めるところによる。

≪資料-1：関係条例等≫

第３　計画の効果的推進

１　自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、事業所、団体等の社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を推進する。

２　男女共同参画の視点

町は、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画という視点を踏まえた

災害対策を推進する。

3　人的ネットワークの強化

町は、県や防災関係機関、協定締結団体等に対し、災害発生時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、日ごろから顔の見える関係を築き、強固な協力関係のもとに災害対策を進める。

4　計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取り組む。

(1) 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底

(2) 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証

(3) 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4　計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

1　町：長瀞町

2　本計画：長瀞町地域防災計画

3　町本部：長瀞町災害対策本部

4　町防災会議：長瀞町防災会議

5　本部条例：長瀞町災害対策本部条例

6　県：埼玉県

7　県防災計画：埼玉県地域防災計画

8　県本部：埼玉県災害対策本部

9　県支部：埼玉県災害対策本部秩父支部

10　災対法：災害対策基本法

11　救助法：災害救助法

12　協定締結団体等：災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者

第２節　長瀞町の概況

【総務課】

第１　地形、河川

本町は、県の西北部、秩父山系の関門に位置し、町域の中央を縦貫して流れる荒川の両岸に細長く開けた町である。総面積は30.43㎢で、そのうち約60％が山林で宝登、不動、陣見、大平、釜伏の山々に囲まれ、これらの山を源とする沢は、それぞれ荒川に流入している。

また、本町は県立長瀞玉淀自然公園区域にあって、特に上長瀞から高砂橋に至る荒川の両岸は、国指定名勝及び天然記念物保存区域となっている。

第２　気象

本町は、県内では気温が低い地域で、降霜や結氷の期間が比較的長い。盆地のため冬期に夜間の冷え込みが強い。気温の日較差が大きい。風は一般に弱いが、台風の接近や通過時には瞬間的に強い風が吹く。降水量は8月に最も多く、雷雨が多い。県内では雨の多い地域となっている。

また、放射霧による濃霧の発生が多い。

第３　地質及び断層

町域では、三波川帯の結晶片岩類が基盤をなし、その一部は荒川に沿って発達する。河岸段丘面は、第四系の段丘堆積物により被覆されている。三波川帯は、低温高圧型の変成作用による結晶片岩からなり「三波川結晶片岩類」「御荷鉾緑色岩類」に区別される。町周辺での三波川帯は、南北方向に走る出牛－黒谷断層（西側）と象ケ鼻－朝日根断層（東側）に規定されている。町は両断層に挟まれた場所に位置する。三波川結晶片岩類は、泥質片岩を主体に砂質・苦鉄質片岩、石英片岩などからなる。これは町域の広範囲に分布する。

また、御荷鉾緑色岩類は、塊状溶岩・ハイアロクラスタイトなどからなり、宝登山を中心とする狭い範囲に分布する。一般に、結晶片岩には、薄くはがれる性質があり、東西・南北性の節理及び断層が発達する。荒川とその支流の浸食は、それを反映し町の地形を特徴づけている。さらに、三波川帯の分布域には、岩田周辺の荒川河床などにおいて蛇紋岩体の貫入も認められる。

段丘堆積物は、主に礫・砂及び泥から形成されている。現河床からの比高は、20mでその分布は、おおむね平坦地をなし、上長瀞から野上下郷地域に至る広範囲に、さらに井戸・岩田地域及び矢那瀬地域などに分布する。

第３節　災害対策の基本方針

【総務課】

町は、住民の生命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、日ごろの備え（予防・事前対策）、災害発生時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。

災害対応に当たっては住民の安心を確保するため、スピーディな判断と柔軟な発想で臨む。

第４節　防災機関等の処理すべき事務または業務の大綱

【総務課、県、関係機関等】

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第１　町

町は、基礎的な地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する（災対法第5条第1項）。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長瀞町	1　災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 災害発生時における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、災害発生時における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 2　災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関すること。 (7) 緊急輸送の確保に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

第２　消防機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秩父消防本部・ 秩父消防署北分署・ 長瀞町消防団	1　消防防災に関する広域的な施設及び設備の整備に関すること。 2　消防団の組織の整備に関すること。 3　救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 4　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 5　消防知識の啓発、普及に関すること。 6　火災発生時の消火活動に関すること。 7　被災者の救護、救出及び誘導に関すること。 8　被害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。

第３　県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整に努めるものとする。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
埼玉県	1　災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 災害発生時における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、災害発生時における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 2　災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秩父地域 振興センター	1　埼玉県災害対策本部秩父支部の運営に関すること。 2　災害情報の収集及び報告に関すること。 3　町及び関係機関との連絡調整に関すること。 4　災害現地調査及び報告に関すること。 5　災害応急対策活動に必要な応援措置に関すること。
秩父福祉事務所	1　福祉関係被災状況の調査に関すること。 2　福祉関係各法に基づく保護に関すること。 3　日本赤十字社埼玉県支部との連絡に関すること。
秩父保健所	1　保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2　医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関すること。 3　各種消毒に関すること。 4　細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5　そ族、害虫駆除に関すること。 6　感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 7　災害救助食品の衛生対策に関すること。 8　災害時の上下水道の衛生指導に関すること。 9　医療機関、診療所及び助産所の応急対策活動に関すること。
秩父農林 振興センター	1　農林畜水産被害状況の調査に関すること。 2　農林業災害融資に関すること。 3　主要農産物の種子及び苗の確保に関すること。 4　農作物病害虫の防除対策に関すること。 5　防除機具及び農薬の調整に関すること。 6　農業用施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 7　治山、森林管理道路施設の応急対策に関すること。
秩父県土整備事務所	1　降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2　洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3　河川、道路及び橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に関すること。
秩父環境管理事務所	1　廃棄物の処理についての関係機関との連絡調整に関すること。
秩父警察署	1　犯罪の予防及び取締りに関すること。 2　災害による危険地域の調査に関すること。 3　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 4　避難の指示及び避難者の誘導に関すること。 5　交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。 6　行方不明者の捜索、遺体の見分に関すること。

第４　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局	1　災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2　応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料、物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給、価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3　復旧対策 (1) 農地、農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象事務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

第５　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1　災害派遣の準備 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （2）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （3）県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2　災害派遣の実施 （1）生命、身体及び財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第６　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話 （株）埼玉事業部	1　電気通信設備の整備に関すること。 2　災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 3　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
長瀞郵便局・ 長瀞駅前郵便局	1　郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2　救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。 3　為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関すること。 4　民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	1　災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処置（遺体の一時保存を除く。）に関すること。 2　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。 3　救援物資の輸送、義援金の募集、血液の輸送、安否調査に関すること。 4　各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じ、炊き出し、避難所支援、ボランティアセンター運営補助に関すること。
東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社秩父事務所	1　災害時における電力供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第７　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秩父鉄道（株）	1　鉄道施設等の安全保安に関すること。 2　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
（一社）埼玉県 トラック協会	1　災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。
（一社）埼玉県 LPガス協会	1　LPガス供給施設の安全保安に関すること。 2　LPガスの供給の確保に関すること。 3　カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による災害発生時の調達に関すること。 4　自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。
（一社）埼玉県 バス協会	1　災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
秩父郡市医師会・ 秩父郡市歯科医師会 （公社）埼玉県看護協会第一支部	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。

第８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合	1　町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5　農産物の需給調整に関すること。
森林組合	1　町が実施する被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。 2　被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。
生活協同組合	1　応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2　災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
町社会福祉協議会	1　要配慮者の支援に関すること。 2　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
町商工会	1　町が実施する商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
医療機関等経営者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2　被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3　災害時における傷病者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設管理者	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　被災時における教育対策に関すること。 3　被災施設の災害復旧に関すること。
行政区	1　町が実施する応急対策についての協力に関すること。
PTA等 社会教育関係	1　町が実施する応急対策についての協力に関すること。

第９　災害時応援協定締結団体・事業者の役割

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体、事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。町と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、日ごろから連絡体制、応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係のもとに災害対応が行えるよう協定を締結している。

≪資料-25　応援協定・覚書≫

第２章　防災訓練

【総務課、秩父消防本部、長瀞町消防団】

第１節　基本方針

【総務課】

第１　趣旨

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、町、県及び防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、実際的な各種訓練を計画的に実施する。

第２　目的

防災訓練の目的は、町、県及び防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

1　防災訓練を通じて、町、県及び防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、町、県及び防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。

2　防災訓練の実施に当たっては、本計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、本計画等の継続的な改善に寄与すること。

3　住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずるために、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

4　防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、事業者、ボランティア団体、要配慮者を含む住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。

5　防災訓練の実施に当たっては、障害者、傷病者、体力の衰えた、あるいは認知症の高齢者、妊婦、乳幼児・子供、外国人、旅行者に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

6　防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、災害発生時の住民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第２節　実施計画

【総務課、秩父消防本部】

第１　町、県及び防災関係機関が実施する訓練

町、県及び防災関係機関の連携と住民の保護を目指し、各機関等が定める。

１　総合防災訓練

防災体制の万全を期すため、町、県及び防災関係機関、住民、事業所等と一体となり実施し、災害対策の習熟と町、県及び防災関係機関相互の連携協力体制の確立・確認を図る。

２　防災関係機関、住民その他関係機関の協力を得て実施する。

(1) 一般火災防御訓練
(2) 特殊火災防御訓練
(3) 救助訓練
(4) 避難訓練
(5) 情報伝達訓練
(6) その他訓練

３　情報収集・伝達訓練

町、県及び防災関係機関は、情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練を実施する。

４　避難訓練

町は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、防災関係機関及びその他の団体の参加を得て実施する。

第２　事業所、自主防災組織等が実施する訓練

１　学校、事業所における訓練

学校及びその他消防法で定められた事業所等は、消防訓練に合わせて実施する。

２　自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、町及び防災関係機関が行う訓練に参加、又はこれらの機関の指導のもとに実施する。

３　住民の訓練

住民は、防災研修会及び防災訓練等に参加するとともに、日ごろから家庭で防災に対しての話し合いを持つなど、防災行動を積極的に実施する。

第３　訓練の検証

訓練後は、実施報告書を作成するとともに、評価及び検証を行う。

住民	内　容
評価及び検証の方法	ア　訓練後の意見交換会 イ　アンケート ウ　訓練の打合せでの検討
検証の効果	ア　評価や課題を整理し、本計画等の見直しに活用する。 イ　次期の訓練計画に反映する。